

令和5年度

経 営 所 得

安 定 対 策 等

の 概 要

— 農業者の皆様へ —

農林水産省

はじめに

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金

（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入の減少を広く補償する「収入保険制度」も実施しています。

さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置しています。

本パンフレットでは、各対策の内容や、令和5年度における対策の追加・変更点なども記載していますので、御一読の上、対策への理解をさらに深めていただくことを期待します。

米・麦・大豆などを生産する農業者の皆様におかれましては、これらの対策を十分に活用いただき、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組んでいただき、農業経営の安定を図って下さるよう、よろしく申し上げます。

目次

I	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	13
4	水田活用の直接支払交付金	18
5	畑地化促進事業	24
6	畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業	25
7	小麦・大豆の国産化の推進	26
8	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	27
9	経営所得安定対策等の実施体制	31
10	対策に加入する農業者の皆様へ	32
11	対策の加入申請・交付手続き	33
12	交付金の交付スケジュール	38
13	農業経営基盤強化準備金制度	39
II	収入保険・農業共済等の概要	40
1	収入保険	40
2	農業共済	43
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	44
III	需要に応じた生産・販売	45
IV	オンライン申請	50
	問い合わせ先一覧（地方農政局等）	52

I 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

（所要額：1,984億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件は、6～7ページを参照してください。

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和5年産～7年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け	5,930
	免税事業者向け	6,340
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	5,810
	免税事業者向け	6,160
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	4,850
	免税事業者向け	5,150

対象作物		平均交付単価
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け	8,630
	免税事業者向け	9,160
大豆 (円/60kg)	課税事業者向け	9,430
	免税事業者向け	9,840
てん菜 (円/t)	課税事業者向け	5,070
	免税事業者向け	5,290

対象作物		平均交付単価
でん粉原料用 ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け	14,280
	免税事業者向け	15,180
そば (円/45kg)	課税事業者向け	16,720
	免税事業者向け	17,550
なたね (円/60kg)	課税事業者向け	7,710
	免税事業者向け	8,130

注1:てん菜の基準糖度は、16.6度

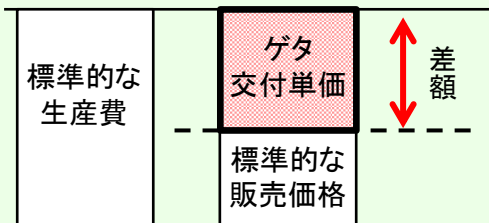
注2:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.6%

面積払

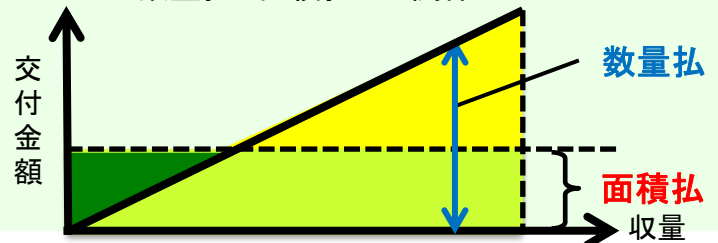
当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：528億円）

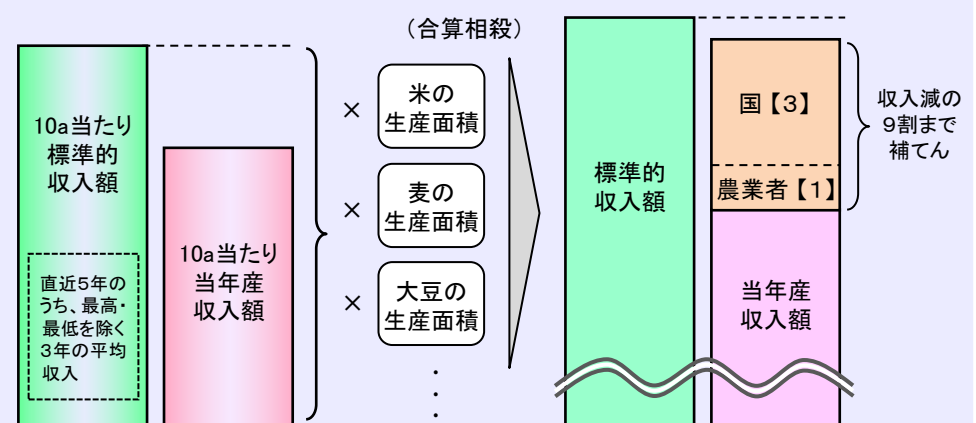
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件は、6～7ページを参照してください。

〔 都道府県等地域単位 〕

〔 農業者単位で算定 〕

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
（農業者と国が1対3の割合で拠出）
積立金は掛け捨てではありません。



水田活用の直接支払交付金及び関連対策

水田活用の直接支払交付金

(令和5年度予算概算決定額:2,918億円)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※ ¹
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※ ²

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同額を支援。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする。(21ページ参照)

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

(令和5年度予算概算決定額:22億円)

(令和4年度第2次補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

畑地化促進事業

(令和4年度第2次補正予算額:250億円)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)

畑作物産地形成促進事業:(令和4年度第2次補正予算額:300億円)

コメ新市場開拓等促進事業:(令和5年度予算概算決定額:110億円)

実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

経営所得安定対策等推進事業等

(令和5年度予算概算決定額:72億円)

eMAFF(農林水産省共通申請サービス)のシステム運用など経営所得安定対策等の交付金の手続等の事務に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、水田収益力強化ビジョンの作成を行う都道府県、作付面積の現地確認等を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

都道府県への助成に当たっては、対策加入者数・取組面積などにも配慮し、また、都道府県は上記事項に基づき、市町村等に適切に配分します。

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件（7ページ参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

麦・大豆などの対象作物を生産しているにも関わらず、交付対象者ではないため交付金を受けられない方は、令和5年産に向けて対策に加入することをご検討ください。

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、認定庁※に申請します。

認定庁は、その計画の内容が、営農範囲（農用地又は農業生産施設が所在する区域）の市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

認定庁へ申請

認定庁が認定

認定農業者

※ 認定庁

市町村

営農範囲が単一市町村
の区域内のケース

都道府県

営農範囲が市町村を
またがるケース

国

営農範囲が都道府県を
またがるケース

自ら経営改善に取り組む
やる気のある方であれば、
年齢や経営規模を問わず、
認定を受けることができます。



「農業経営改善計画」の書き方、
経営内容の分析などは、市町村、
普及指導センター、JA等が
サポートしてくれるんだ！

(2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。

市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～

新規就農者自らが
「青年等就農計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定新規就農者



「青年等就農計画」の書き方は、
市町村、普及指導センター、
JA等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件（「組織の規約の作成」、
「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実にされると判断するものとします。

組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象作物について組織名義で出荷し、③その販売代金等を①の集落営農の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ書類を提出

通知

市町村が判断



集落営農の法人化の取組を支援する事業があるよ！
事業内容については、市町村にお問い合わせください。

都道府県に経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併などの取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりすることに活用しよう！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は6月30日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。

なお、申請手続については、33～37ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。